

山梨県公報

第五百二十九号

令和七年

二月十三日

木曜日

目次

告示
○山梨県産業技術センター諸収入条例別表の規定による知事の定める額の一部改正……………四一

公告

○一般競争入札について……………四一
○令和六年度林業用種苗生産事業者講習会の開催……………四三
○土地改良法第八十八条第一項の規定による県営土地改良事業計画の変更……………四三
○開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………四三
正誤
○令和六年十二月十二日付第五百二十五号中……………四四

告示

山梨県告示第二十四号
山梨県産業技術センター諸収入条例別表の規定による知事の定める額(昭和六十一年山梨県告示第百十六号)の一部を次のように改正し、この告示の日から適用する。
令和七年二月十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

1(1)の表を1(2)の表とし、1(1)の表として次の一表を加える。
(1) 産業技術に関する設備及び機器

| 種別 | 区分 | 項目 | 単位 | 金額 |
|------------------|---------|---------------------|-----|--------|
| 食品に係る産業技術に関連するもの | 試験・分析機器 | 液体クロマトグラフ質量分析計(コイソ) | 1時間 | 7,950円 |

2(1)の表食品に係る産業技術に関連するものの部機器分析の款高速液体クロマトグラフによる分析の項の次に次のように加える。

| 機械、電子等に係る産業技術に関連するもの | 材料試験機器 | 小型万能材料試験機 | 1時間 | 1,450円 |
|----------------------|------------------------------------|-------------------|-----|---------|
| | EMC試験機器 | 近接電磁界イミュニティ試験システム | 1時間 | 1,620円 |
| | 液体クロマトグラフ質量分析計による分析(分析条件の検討が不要なもの) | | 1件 | 5,180円 |
| | 液体クロマトグラフ質量分析計による分析(分析条件の検討が必要なもの) | | 1件 | 27,860円 |

2(1)の表機械、電子等に係る産業技術に関連するものの部化学試験・分析の款の前に次のように加える。

| 強度試験 | 小型万能材料試験機による試験(一般的なもの) | 1件 | 1,430円 |
|------|------------------------|----|--------|
| | 小型万能材料試験機による試験(特殊なもの) | 1件 | 2,340円 |

公告

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。
令和七年二月十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 一般競争入札に付する事項

- 1 業務の名称及び数量
(一) 名称 行政情報ネットワーク改修業務（機器調達等）
(二) 数量 一式
- 2 業務の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。
- 3 契約期間 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで
- 4 履行場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県DX・情報政策推進統括官
- 二 事務を担当する所属 山梨県DX・情報政策推進統括官
- 三 一般競争入札の参加資格 次のいずれにも該当しない者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。
 - 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者
 - 2 地方自治法施行令第六百六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて同項の規定により定められた期間を経過していないもの
 - 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの（地方自治法施行令第六百六十七条の四第一項第三号に該当する者を除く。）
 - 4 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）
 - 5 営業に関し許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者
 - 6 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において引き続き二年以上営業を営んでいない者
- 四 一般競争入札の参加資格の審査
 - 1 申請の時期 この公告の日の翌日から令和七年三月十日（月）まで（山梨県の休日を含め、この公告の日の翌日から令和七年三月十日（月）まで（山梨県の休日）という。）を除く。）
 - 2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで
 - 3 申請書の提出方法 次に掲げる場所に持参すること。
山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県DX・情報政策推進統括官

- 五 入札手続等
 - 1 契約条項を示す場所 四3に掲げる場所
 - 2 入札説明書の交付方法 この公告の日の翌日から令和七年二月二十八日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、四3に掲げる場所において直接交付する。なお、入札説明書の交付を希望する場合は、事前に六9(三)の問合せ先に電話連絡すること。
 - 3 一般競争入札の参加資格の確認 入札説明書で定めるところにより一般競争入札の参加資格の確認を受けること。
 - 4 入札及び開札の日時及び場所
 - (一) 日時 令和七年三月二十六日（水）午前十時
 - (二) 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁北別館四階 マルチメディアルーム
 - 5 郵送による入札書の提出先及び期限 郵便番号四〇〇一八五〇一山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県DX・情報政策推進統括官宛に令和七年三月二十五日（火）午後五時までに到着するよう送付すること。
 - 6 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は、無効とする。
 - (一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。
 - (二) この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があつたとき。
 - (三) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によつて必要事項を確認し難いとき。
 - (四) (一)から(三)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。
 - 7 落札者の決定方法 山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号）第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。
 - 六 その他
 - 1 契約の手続において使用する言語及び通貨
 - (一) 言語 日本語
 - (二) 通貨 日本国通貨
 - 2 入札保証金 免除
 - 3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、山梨県財務規則第九九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。
 - 4 違約金の有無 有

- 5 最低制限価格の有無 無
- 6 前払金の有無 有
- 7 契約書作成の要否 要
- 8 本入札における落札の効果は、令和七年四月一日に令和七年度予算発効時ににおいて効力を生ずるものとする。
- 9 その他

(一) 落札者が契約締結までの間に三から六までのいずれかに該当する者となった場合は、契約を締結しない。また、この場合において、県は、損害賠償の責めを負わないものとする。

- (二) 詳細は、入札説明書による。
- (三) 問合せ先 山梨県DX・情報政策推進統括官（電話〇五五―二二三―一四一九）

※ Summary

- 1 Nature and amount of services required: Administrative information network renovation work (e.g. equipment procurement) 1 set
- 2 Date and time for tender: 10:00AM March 26, 2025
- 3 Bureau in charge: Director General for DX and Information Policy, General Affairs Department, Yamanashi Prefectural Government 1-6-1 Marunouchi Kofu Yamanashi 400-8501 Japan TEL 055-223-1419

● 令和六年度林業用種苗生産事業者講習会の開催
 林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十一条第一項の規定により令和六年度林業用種苗生産事業者講習会を次のとおり開催する。
 令和七年二月十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 開催日時 令和七年三月六日（木）午前九時三十分から午後五時まで
- 二 講習場所 山梨県南巨摩郡富士川町最勝寺二千二百九十番一号 山梨県森林総合研究所会議室1
- 三 受講対象者 山梨県内に住居を有し、林業用種苗生産事業を行うとする者
- 四 受講手続
 - 1 提出書類 受講申込書
 - 2 受講手数料 一万四千元（受講申込書に一万四千元に相当する額面の山梨県収入証紙を貼り付け、消印をしないこと。なお、手数料は、申込みを取り消し、又は受講しなかった場合でも還付しない。）

- 3 受講申込書の配布期間及び配布場所 この公告の日から令和七年二月二十七日（木）までの山梨県の休日を含め定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く日の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、山梨県林政部森林整備課及び各林務環境事務所森づくり推進課において配布する。
- 4 受講申込書の受付期間、提出先及び提出方法 3に掲げる期間において、住所地为管轄する林務環境事務所森づくり推進課に持参すること。

五 講習内容

- 1 種苗に関する法令 二時間
- 2 種苗の産地及び系統に関する事項 二時間
- 3 種苗の生産技術に関する事項 二時間
- 六 その他

- 1 講習会の課程を修了した者には、修了証明書を交付する。
- 2 受講手続等に関し不明の点は、山梨県林政部森林整備課（電話〇五五―二二三―一六四六）又は各林務環境事務所森づくり推進課に問い合わせること。

● 土地改良法第八十八条第一項の規定による県営土地改良事業計画の変更
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により県営土地改良事業（南部地区中山間地域総合整備事業）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。
 令和七年二月十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 縦覧書類 変更後の県営土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間 この公告の日から令和七年三月十四日まで
- 三 縦覧場所 南部町役場
- 四 審査請求期間 この公告の日から令和七年三月三十一日まで
- 五 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から令和七年八月十三日まで

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。
 令和七年二月十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 甲州市勝沼町菱山字大明神平四千五百七十四番二、四千五百七十四番三、四千五百七十四番四、四千五百七十五番二、四千五百七十五番三、四千五百七十九番一、四千五百七十九番二、四千五百七十九番四、四千五百七十九番五、四千五百七十九番六、四千五百七十九番七、四千五百七十九番八、四千五百七十九番九、四千五百七十九番十、四千五百七十九番十一、四千五百七十九番十二及び四千五百八十五番一、字大明神四千五百八十五番四、字大明神平四千五百八十五番五、四千五百八十五番六、四千五百八十五番七、四千五百八十五番八、四千五百八十五番九、四千五百八十五番十、四千六百二番、四千六百八十五番八、四千六百四番一、四千六百四番二、四千六百四番四、四千六百四番六、四千六百四番七、四千六百四番八、四千六百四番九、四千六百四番十、四千六百四番十一、四千六百四番十二、四千六百七番及び四千六百七番二、字下菱平下割四千六百七十三番一、四千六百七十三番五、四千六百七十三番六、四千六百八十六番一、四千六百八十六番二、四千六百八十六番三、四千六百八十七番及び四千六百八十八番二、字南西塔下割四千七百二十二番、四千七百二十七番一、四千七百二十七番四、四千七百二十七番五、四千七百二十九番一、四千七百二十九番二、四千七百二十九番三、四千七百二十九番四、四千七百二十九番五、四千七百二十九番六、四千七百二十九番七、四千七百三十番一、四千七百三十番三、四千七百三十番四、四千七百三十四番、四千七百三十四番二、四千七百四十二番、四千七百四十三番一、四千七百四十三番二及び四千七百四十三番三並びに字南西塔上割四千七百五十五番の区域

二 公共施設の種類、位置及び区域

| | |
|---------|---------|
| 公共施設の種類 | 位置及び区域 |
| 道路・水路 | 次の図のとおり |

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡東建設事務所及び甲州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名 山梨県甲州市勝沼町菱山四千七百二十九番地 株式会社シャトー勝沼 代表取締役 今村 英子

正 誤

| | | | |
|-----|---|---|---|
| ページ | 行 | 誤 | 正 |
|-----|---|---|---|

○ 令和六年十二月十二日（第五百二十五号）山梨県告示第二百七十四号（保安林の指定の予定）

| | | | | |
|-----|---|---|---------|--------------------|
| 四六四 | 上 | 五 | 間伐に係る森林 | 間伐その他特別の場合の伐採に係るもの |
|-----|---|---|---------|--------------------|